

総務常任委員会会議記録（概要）

平成21年12月4日（金）

開 会 （午前10時30分）

**【議 事】**

○ 議案第75号「平成21年度所沢市一般会計補正予算（第6号）」

当委員会所管部分

（消防本部、危機管理課）

**【補足説明】** なし

**【質 疑】**

荒川委員

災害対策費のうちの修繕料の全国瞬時警報システム（J－ALERT）  
について、この整備事業については、人工衛星により、市内60箇所の固  
定系防災行政無線を利用するとのことだが、地震予知もするのか。

壺岐危機管理  
課長

予知情報も入っております。東海地震等においては、震度5弱以上が予  
知された場合、予報又は警報が発令されます。

荒川委員

地震情報は地域ごとに限定されて流れていくものなのか。

壺岐危機管理  
課長

地区限定で流れます。

荒川委員

誤報はあるのか。

壱岐危機管理  
課長

今まで3件ほど試験情報を誤報、誤配してしまう人的ミスがありました  
が、国の情報に誤りがあった場合は、国からその都度、しかるべき放送が  
あるとのこと。

村上委員

既存の防災行政無線の音量は何ホーンか。また、J-A L E R T システ  
ムが稼動した場合の音量はいかがか。

壱岐危機管理  
課長

既存の防災行政無線は、4個のスピーカで設置され、付近の音量はジェ  
ット機騒音なみの120デシベルです。また、300m先では電話のベル  
程度の約70デシベルの音になります。なお、緊急事態は最大音量で流し  
ますが、通常は付近の住民に配慮し、最大時の約70%の音量で放送して  
おります。

村上委員

120デシベルの音量でどのくらいの範囲をカバーできるのか。

壱岐危機管理  
課長

所沢市域の3割から4割をカバーできると推測しています。

中村委員	一番困るのは誤報よりも緊急事態の正確な稼動と発信にあると思うが、 検証等対応はどのようになっているのか。
壱岐危機管理 課長	J－A L E R Tの設置は全国一律で国庫補助対象として実施しており、 現在、誤報の防止や野外での実証実験等行っていると聞いています。
中村委員	今後のメンテナンス費用はどこが賄うのか。
壱岐危機管理 課長	メーカーの1年補償以降は市の負担になると思います。
中村委員	いくらを見込んでいるのか。
壱岐危機管理 課長	新たに導入する機器等はパソコンと受令設備を計画しており、高額なメ ンテナンス費用にはならないものと見込んでいます。
中村委員	整備順序は、国の計画によるものなのか。
壱岐危機管理 課長	J－A L E R Tは消防庁の計画により、平成19年から全国一斉に設置 したいという意向のもと補助を行っていましたが、高額な設置費用のため、 現在、約10数パーセントしか普及していないとのこと。よって、

国の要望には、まずは一律受信ができるよう整備したいとの意向があるよ  
うなので、優先順位はないものと推察しています。

中村委員

設置順序の早い自治体のほうが、災害や有事被害が起こる可能性が高い  
ということではないのか。

壱岐危機管理  
課長

情報発信は、消防庁がその都度、情報を調べ、地区限定で流す予定です。

浜野委員

受信範囲について、面積では市内の3割から4割をカバーできるとのこ  
とだが、人数の積算ではどの程度を見込んでいるのか。市街化調整区域の  
場合、市街化区域と比べ人口密度も大幅に異なるがいかがか。

壱岐危機管理  
課長

既存の放送塔は各避難所に設置されていますが、市街化区域がほとんど  
であり、人口密集地区が多いので、面積的には3割から4割を見込んでい  
ますが、住居をカバーする点ではもう少し高い比率が見込まれるものと思  
われます。

浜野委員

危機情報というのは土地に流すのではなくて人の耳に入るのが主目的  
なので、調査しておくべきだと思うが、実際に調整区域の住民に対して、  
何か方策は検討しているのか。

壱岐危機管理課長 各家庭の設置になりますが、現在、防災ラジオを検討しています。緊急放送が流れた場合、例え一般ラジオを聴いていても、強制的に割り込んで情報が入るもので、放送塔との距離の遠近を問わず、また夜間も、スイッチの制御で情報が入り、自宅の中で聞けるというメリットがあります。来年度以降、進めて行きたいと思っております。

浜野委員 防災ラジオの給付を進めるということか。

壱岐危機管理課長 今年45台の購入を予定し、各自治会への紹介により普及させていきたいと考えています。なお、防災協定を結んでいる千葉県市川市では、自治会に防災ラジオを実際に聞いてもらい、購入に関するアンケート調査を行った結果、1万台以上の購入があるということで、2年、3年計画で市民の方に有償配布していると聞いております。

浜野委員 自治会毎に1台ずつ購入してもらい、その自治会長が聞いた情報をもとに、各自治会へ周知するということか。

壱岐危機管理課長 予定では、危機管理課が所有する防災ラジオを各自治会へ貸し出し、利用後、自治会住民の皆さんに購入意思に関するアンケート等により各家庭で購入していただくというものです。自治会長さんに購入していただくわ

けではありません。

岡田委員

防災ラジオの単価はいくらか。

壱岐危機管理

単品では8,000円以上ですが、1ロット500台として購入した場

課長

合、5,000円から6,000円程度になるそうで、先ほど例を示した市川市では5,000円弱まで単価が下がったと聞いています。

岡田委員

ラジオとしては高額になるが、前例の市川市の効果をどのように分析しているのか。

壱岐危機管理

確認したところ、1年目は500台程度の購入でしたが、2年目には

課長

5,000台になり、かなり普及が進んでいるものと認識しています。

中村委員

国の方針では、J-A L E R Tが一番良いということなのか。

壱岐危機管理

J-A L E R Tは、瞬時に情報を流すという点では、かなり有効な手段

課長

だと思います。総務省と各自治体間をつなぐエムネットは、文書の入力を要するため、受信までに数分かかりますが、J-A L E R Tは、20秒から30秒で放送が可能であり、かなりの効果が期待できます。

中村委員                    それでは、何故、今までの固定系防災行政無線を整備してこなかったのか。整備方針は誤りと感じてしまうがいかがか。

壱岐危機管理  
課長                    防災行政無線に関しては平成10年度に設置しました。当初、市全域に230基が必要とのことでしたが、阪神・淡路大震災後の検証結果や、移動系の防災行政無線の設置状況を踏まえ、最終的には避難所に60基を設置、事後の放送、避難された方に対する放送を行うことになったようです。

中村委員                    今後、固定系防災行政無線を増やしていくことになっていくのか。また、名称も「アラート」と付いているので、避難後の話ではなくて、避難する前の話が大切ではないのか。区別して広報しなければならないと思うがいかがか。

壱岐危機管理  
課長                    J－A L E R Tを流す媒体として使われているのが固定系防災行政無線であり、全国の自治体の約70パーセントをカバーしていますので、一律に瞬時に情報を流すためにはこれを使うのが一番有効であることから消防庁が平成19年度からスタートしたものです。一方、所沢市は避難された方々のための防災行政無線を利用しスタートさせた経緯があり、今回のJ－A L E R Tの整備も既存の60基を基本に進めることとなります。さらに、増設費用は1基当たり350万円以上との試算が出されており、仮に市内全域に230基を整備するとなれば、6億円以上もの莫大な費用

と設備整備完了までの長い期間を要することとなります。よって、費用対効果を勘案し、防災ラジオの購入について検討していきたいと考えています。

岡田委員

防災ラジオは、いつごろ購入する予定なのか。

壱岐危機管理  
課長

来年度各自治会にお知らせをする中でアンケートを取らせていただき、早ければ平成23年度には購入をしていきたいと考えています。

荒川委員

放送塔からのアナウンスは、深夜の救急車のサイレンのように聞こえてくるのではないか。

壱岐危機管理  
課長

放送内容に関しては、まずサイレンが鳴った後に、地震速報ですとか洪水警報等が流れ、その後、所沢市防災行政無線である旨のお知らせをするということになるかと思います。

吉村委員

全国一律ではなく指定した地域に流すとのことだが、その区分はどのようになっているのか。

壱岐危機管理  
課長

消防庁から、県別のコード、市町村別のコードを入力しまして、各地域に情報を流す予定です。

【議案第75号 消防本部・危機管理課所管部分 質疑終結】

【意見・採決保留】

- 議案第 8 1 号「所沢市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区定数条例等の一部を改正する条例制定について」

(総合政策部)

【補足説明】 なし

【質 疑】 なし

【意 見】 なし

【採 決】

議案第 8 1 号については、全会一致、原案のとおり、可決すべきものと決する。

○ 議案第83号「所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」

(総合政策部)

【補足説明】 なし

【質 疑】

岡田委員

激変緩和措置による支出の合計額はいくらになるのか。本来、住居手当と特殊勤務手当は今年度で廃止になるわけだが、これを22年度、23年度、24年度に激変緩和措置で支給することにより発生する金額の合計額を伺いたい。

小野総合政策  
部長

現行の規定どおり住居手当を支給した場合の支給額は3億5,283万3,792円です。一方、激変緩和措置による影響額は3年間で1億2,818万8,992円となり、これを差し引き、2億2,464万4,800円が激変緩和措置後の支出額になります。同様に特殊勤務手当では1億2,006万8,365円が現行の支給額であり、激変緩和措置後は5,985万7,915円が支出額になります。

岡田委員

3年間でおおよそ3億円を支出すると言うことでよろしいか。

平野職員担当

3年後の支出額がその額になるということです。

参事

吉村委員

資料にある改正による影響額の表で、住居手当と特殊勤務手当の合計額のうち、3年間の合計額1億8,839万9,000円は、経過措置がなければ減額になるべき金額であり、平成22年度に経過措置を設けないとすれば、この1億8,839万9,000円から1億1,904万5,000円を引いた金額が本来支出しなくてよい金額ということでよいか。

平野職員担当

そのとおりです。

参事

吉村委員

では、平成23年度分の計算は、22年度で差し引いた金額から平成23年度の4,720万5,000円を引いた分ということでよいか。

平野職員担当

そのとおりです。

参事

岡田委員

その差し引いた金額を示して欲しい。

平野職員担当

平成22年度に経過措置をやらなかった場合との差額は、6,935万

参事

4,000円、23年度は2,214万9,000円となり、

合計約9, 150万円となります。

岡田委員

組合との協議でやむを得ないとのことだが、財政状況を勘案すれば激変緩和措置は必要ないのではないかと思う。例えば、議会が修正議案を出してこの附則を削除した場合にはどうなるのか。

小野総合政策  
部長

仮に修正議案が可決された場合、激変緩和措置がないまま執行しますが、地方公務員法上、勤務条件に関する労使協議の義務付けを考えれば、協議の結果を全く無視して提案するというのは、なるべく避けたい思いはあります。5月臨時会に提案しました期末勤勉手当の改正では時間的な余裕がなく強行しての提出でしたが、労使協議の前提を無視することは、規定そのものを形骸化させるものだと考えています。お互いの話し合いの中で譲歩、妥協点を見つけながらやるのが労使交渉ですので、今回の議案では双方合意の結果が激変緩和措置に至ったということで、労使交渉はやはり必要な行為だと思っています。

岡田委員

他自治体で強行に議決した例はあるか。また、裁判事例はいかがか。

平野職員担当  
参事

知りうる限りでは、報道等の記憶はございません。

岡田委員 議案を否決した場合、住居手当、特殊勤務手当は廃止されないというこ  
とか。

平野職員担当 そのとおりです。  
参事

末吉委員 激変緩和措置に関する組合交渉の過程で、例えば、他の部分に補填する  
ような取引はなかったのか。

小野総合政策 一切ありませんでした。  
部長

末吉委員 住居手当の意味付けも変遷してきている中で、住居手当は借家と持家が  
残るわけだが、市としては、それぞれどのような理解をして位置付けてい  
くつもりなのか。

平野職員担当 借家について、国は2万7,000円の手当額という人事院勧告があり  
参事 ますので、そのまま残ると思っております。持家については、借家ほどで  
はないにしても負担があるということで、国では昭和49年から一定程度  
の手当がついてきたわけですが、今回、廃止になったものです。住居費用  
は地域差が大変大きいため、首都圏近郊の埼玉県内の各市でも生活関連手

当という意味から、持家に対して一定程度の手当を支出してきたという経緯があります。今回の労使交渉の中で、当市も他市との均衡上、最初は5,000円で提案しましたが、最終的にはさいたま市など、ある程度の規模の大きい自治体と同じ位の金額である6,500円で労使協議を踏まえて、議会に提出をさせていただきました。

末吉委員 借家については持ち家取得推進という意味合いで理解してよいか。

平野職員担当 借家については、持家よりも負担が余計にかかるということだと思います。  
参事

末吉委員 例えば、親が所有していた家であっても持家になるのか。

平野職員担当 親の所有であれば、今回の持家という部分には該当しません。  
参事

末吉委員 住居手当の持ち家の部分は、今後の見直しの対象になるのか。

平野職員担当 今年の人事院勧告で持家の手当の廃止を受けて埼玉県でもそういった動きがありましたので、他市でも動きが広がってくれば均衡という意味からは見直しの対象になる可能性はあると考えています。  
参事

末吉委員	他市が改正に動けば、所沢市も見直しを考えるのか。
平野職員担当 参事	他市との均衡という側面もありますので、動向によってはそういったことも考えていかなければいけないと考えます。
末吉委員	他市と情報交換をしつつ、社会情勢もみながら検討していくということか。
平野職員担当 参事	現在、持家の手当を廃止する予定の市は、県内40市中6市ほどで、大多数はこの部分を外して本年の給与改定は妥結しているという状況もあり、今回は一定程度の手当を残すのはやむを得ないと判断をしましたが、今後は検討する必要はあるかと思えます。
浜野委員	人事院が持家についての住居手当を廃止した理由は何か。
平野職員担当 参事	国の場合には、官舎が非常に充実しておりますことから、持家に対するこの制度が定着してこなかった、必要性も薄れてきたという判断をしたのではないかと思います。
浜野委員	地方自治体において持家に対する手当の必要性について議論しなかつ

たのか。

平野職員担当 国では持家に対する1,000円の手当は平成15年度になくなり、新  
参事 築の部分だけの2,500円が残りましたが、これも8月の勧告で廃止と  
されました。個人の資産になる持家についても、ローン返済や維持管理に  
ついて一定程度の支出もあることを鑑みて、残ってきた制度と考えていま  
す。当市としては、国のような官舎等がない地方自治体については、持家  
に対して一定程度の配慮をしても説明がつくものと考えています。

浜野委員 本来、人事院勧告に準拠して地方自治体でも持家に手当を付けたという  
流れからすれば、必然的に元になった国の手当が廃止されたということは  
きちんと考えていかないといけないと思う。

中村委員 議案資料の中にある額を変更するものとされている医務手当について、  
詳細を説明願いたい。

平野職員担当 医師に対する小児初期救急深夜帯の診療業務は、昨年12月から始め  
参事 ているこの業務が現行の規定時間と合わないために新設した項目です。夜  
間看護業務の手当は、今まで通勤距離によって2,500円と2,000  
円だったものを、深夜勤務時間が2時間から4時間未満は1回2,900  
円、4時間以上は1回3,300円に変更したものです。

中村委員	この追加資料の中の取消し線が入ってないものが残るということか。
平野職員担当 参事	追加資料の中で、取消し線のある業務は全て廃止ですが、夜間看護業務の2区分の内容の変更と、医師の診療業務に新たに小児初期救急深夜帯の診療業務を追加しました。
中村委員	医師に対する正規の勤務時間以外の診療業務の区分に、1回2万5,000円が追加されるということか。
平野職員担当 参事	そのとおりです。
中村委員	新設される建築主事手当だが、今まで全く手当などはなかったのか。
平野職員担当 参事	これに対する手当はありませんでした。
中村委員	学校に通うなど何らかの自己投資をした上で建築主事になった方に、報奨金を支給するシステムもなかったのか。

平野職員担当 参事	ございませんでした。
中村委員	紛争に巻き込まれるような可能性もある資格なのに、今までそういった議論はなかったのか。
平野職員担当 参事	当市では1級建築士を取得している20人のうち13人が建築主事を取得しています。1級建築士を持っていても重責があるために建築主事を受験しないといった傾向が見られてくると、人事上の問題も生じてくるため、手当によるインセンティブを高めるという意味で建築主事手当を新設しましたが、各市とも対応には苦勞している現状の中で、少しずつ新設する自治体も散見されるようになってきたものです。
中村委員	他市との均衡も含めて月額6,000円に決めたのか。
平野職員担当 参事	実施している他市の金額を参考にいたしました。
中村委員	建築主事以外に、特殊資格が必要で責任が重大な業務について、手当の新設が想定されるものはあるか。

平野職員担当 参事	所管からの要望は特にありませんが、資格の増加や、業務が難しくなってきたり、特に責任が重くなるようなものについては、今後も検討していくことになると思います。
中村委員	動物死体処理手当を新設したが、業務の履行確認はどのように判断するのか。
平野職員担当 参事	職員の申告と実際に動物を運んで処理をする現場で履行確認をしています。
中村委員	支給対象になる動物についての運用はどうなるのか。
平野職員担当 参事	例えば蛇とか蛙とかの爬虫類は除いて、犬猫ぐらいから哺乳類の小動物ということで考えています。
村上委員	特殊車両等運転手当について、特殊車両及びその「等」についての細目は作ってあるのか。
小野総合政策 部長	一般に特殊車両と言われているものについては、フォークリフト、ショベルローダー、クレーン付き車両、ブルドーザー等の作業現場で使用しているものが基本になっています。東西のクリーンセンターでは、ごみピッ

ト内のごみを持ち上げるなどのクレーン操作作業があり、これに対する手当は従来からありますが、本来的に言えば車両という枠ではカバーしきれない部分があるため、クレーン操作を含める意味で改めて「等」をつけたものです。

村上委員

パッカー車は車両等に該当するのか。

平野職員担当

パッカー車は該当しません。

参事

岡田委員

税務手当の市税の収納事務は月額2,500円、延べ504人に支給されているが、市税の収納業務は市役所の根幹業務であって特殊勤務手当を支給するようなものなのか。また、現在の市税の滞納はどのくらいあるのか。

平野職員担当

税務手当については国では税務職の給料表が別にありますが、当市は一般行政職の給料表で対応しています。経緯ですが、当初は税務担当の全職員が対象でしたが、課税事務は特別困難な業務ではないとして以前に廃止しました。現在、収納事務の手当は、税務の中でも困難性があるという意味で残していますが、収納担当の全職員を対象としていたものから特殊勤務手当の本来の目的に応じて、外出して苦情処理なども含めた徴収業務を

行った時に限り、日額で支給することに変更しました。また、滞納の件数はこちらでは把握しておりません。

岡田委員

徴収率がいい人には手当するなどしないと、ただ外に行ったら1日250円というのは民間の感覚では考えられないが、次回の見直しの時に廃止は検討できないのか。

平野職員担当  
参事

成功報酬という意味の手当ではなくて困難性などについての手当という事で考えています。

中村委員

成功報酬は、勤勉手当でみるということだと思うがどうか。

小野総合政策  
部長

いずれにしても、今後もこういった特殊勤務手当については見直しをしてまいりますので、そういった中でさらに検討はしてみたいと思います。

末吉委員

福祉業務手当の対象である松原学園や保育園、児童館における指導業務などが、著しく危険、不快、不健康、特殊という項目のどこに該当するのかという話があったが、特殊勤務手当を今後も見直すにあたって、どの辺が課題と考えているのか。

平野職員担当 参事 今回の特殊勤務手当の見直しは、本来給料の中に含まれているのではないかと、これをまず基本的に考えたものです。例えば、現業職の給料表がある現業の業務は、本来業務であり、特殊な業務ではないのではないかと、このような視点で見直しを行いました。そういった意味では、福祉業務手当については、一般行政職の給料表を使っており、人事異動等もありますので、一定程度の手当が必要ということで今回の見直しの視点からは除かれたものですが、今後見直しをする場合には他の手当とのバランスや資格の要否なども含めて精査していかなくてはならないとは思っています。

小野総合政策 部長 補足ですが、保育業務などが、著しく危険、不快、不健康のどの項目に該当するのかわりに、これはお子様方に対することで考えているわけではなく、要するに命をお預かりしている業務なので、それだけ難しさがあるという意味での規定の解釈ですので、保育士手当は、そのような観点からのものであるということをご理解いただきたいと思います。

末吉委員 特殊勤務手当が現状のままでは、市民感情から見た場合も含めて、あるべき姿の最終形ではないと思っているが、今後早い時期に見直しに取り組むということによいのか。

小野総合政策 特に福祉業務関連の手当は、月額という位置づけであることから、今回

部長

の見直しの中では最低限必要な手当の場合、日額にすべきではないかという考えもありましたし、世間一般から見て理解できないような手当であれば、当然削る必要があると思っています。ただし、職員数に対する特殊勤務手当の支給率が現在の50パーセント程度から今回の削減によって30パーセント台に下がることで、他市並みの支給率にはなったと思っています。今後とも更に検討していく中で、第3段階の見直しについてはなるべく早い時期に着手したいとは思っております。

**【質疑終結】**

休 憩 （午前11時55分）

再 開 （午後 1時00分）

**【意 見】**

末吉委員

議案第83号に対して、民主ネットリベラルの会を代表して意見を申し上げます。住居手当及び特殊勤務手当により今後3ヵ年で1億8,839万円の削減ができること、それから特殊勤務手当は支給率50パーセントから30パーセント台に変化し、手当の本来の趣旨に近づいたこと、長年の不均衡の是正に取り組んで今回改正されたことを高く評価いたします。手当の趣旨から乖離していると思われる手当、公正さに欠ける手当、特に今回触れていない福祉業務手当の見直しが今後求められていると考えます。議案質疑及び委員会で早急に見直しに着手するとのご答弁がありました。この点の実現に大きく期待して賛成の意見といたします。

岡田委員

市民クラブが従来より主張してきました特殊勤務手当、住居手当の廃止により3年間で1億8,839万円の削減をしたことは評価いたします。しかしながら、まだ廃止していない手当が残っていることから第3弾はすぐに実行していただきたいと考えます。特に激変緩和措置による9,150万円の支出については、財源が、長引く不況により苦しんでいる市民の税金であることを考えますと理解できません。本会議でも大石議員が質問し市長に答弁をいただきましたが、国民健康保険税の値上げの時は段階的な値上げができないほど財源が厳しかったのに、職員については激変緩和措置があるのは、職員あったか市政とも言えます。市民クラブでは修正議案による緩和措置の廃止も考えましたが、地方公務員法上の労使協議に基づいて31回の協議を重ねたものであるということ、また、否決すると手当廃止そのものがなくなってしまい、職員手当が増えてしまうので賛成いたします

浜野委員

自民党所沢市議団を代表して賛成の立場から意見を述べます。議案に対しては賛成いたします。ただ、持ち家の住居手当については人事院勧告で廃止が決まっているとのこと。所沢市の住居手当の根拠が人事院勧告ということであれば、次回の住居手当改正の際には勧告に準拠すべきであると思います。また、特殊勤務手当に関しては今回対象にならなかった手当について、その妥当性について十分吟味し、削減すべきであると思います。

村上委員

賛成の立場から意見を申し上げます。いわゆる住居手当、特殊勤務手当、長年の課題であったこの問題について、今回大英断を下したことに對して評価をいたしたいと思います。ただ、まだまだ改革をしなければならない点が散見されますので、今後の改革に期待をいたしまして賛成といたします。

中村委員

賛成をいたします。質疑の中でも自らの意見をさんざん申し上げたので重複する部分は避けますけれども、本条例の改正にあたり感想をいえば、財源不足や市民の関心が高い事柄であるとはいえ、今までの歴史や経緯を考えれば、よくここまで削減できたというのが正直なところです。そういった意味では担当部の31回にもわたる交渉や努力を大変評価をするところでございます。今後も時代の状況や勤務状況に応じ、適切に見直しを図っていただきたいと思います。以上申し上げ賛成といたします。

**【意見終結】**

議案第83号については、全会一致、原案のとおり、可決すべきものと決する。

○ 議案第91号「埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について」

(総合政策部)

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第91号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○ 議案第75号「平成21年度所沢市一般会計補正予算（第6号）」

当委員会所管部分

(総合政策部)

**【補足説明】**

小野総合政策  
部長

昨日、福原議員と桑畠議員の議案質疑の中で、歳出予算説明書の20ページの給与管理システム改修委託料につきまして、委員会で報告する旨申し上げました点につきまして、改めて担当よりご報告させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(委員了承)

平野職員担当  
参事

歳出予算説明書の20ページの05職員管理費、57給与管理システム改修委託料164万4,000円の見積の件ですが、何人月でみているかについては、1.3人月で費用を見積もっております。2点目の、当市と同じ給与システム、「ヒューマネージ」というパッケージを利用している自治体はいくつぐらいあるのかについては、当市を含めて2団体でございます。それに関連しまして、パッケージの標準仕様部分であれば、改修費用はそんなにかからないのではないかということについては、今回については所沢市がパッケージに加えて独自にカスタマイズしている部分の改修費用ですので、いわゆる軽減の対象とはならないということでございます。また、今後似たような改修があった場合にはそのたびに費用がかかるのかということについては、その時の改正部分の内容によって状況は異なる

りますが、仮に同じような区分の改定等があった場合、今回の中でできるだけ許容量を広げて改修したいと思いますので、特に費用がかからないようにしていきたいと考えております。

**【質 疑】**

中村委員

給与管理システム改修委託料について、超過勤務手当の支給に関する労働基準法の改正はいつか。

平野職員担当

平成20年12月です。

参事

中村委員

施行が来年度であれば、12月定例会に提案しなくてもよかったのではないか。

平野職員担当

労基法の改正は平成20年ですが、本年8月11日に、関連する人事院勧告が出され、11月30日に国家公務員の給与法も改正されました。

参事

よって、来年4月からの適用に間に合わせるよう改修を行うとなると、今定例会の議決が必要になることからお願いしたものです。

中村委員

条例改正も必要になるのか。

平野職員担当

3月定例会でお願いをする予定です。

参事

中村委員

予算と条例はセットで出すというのが今までのルールであったと思うが、今回、予算だけを提出してきたというのはどういうことか。

平野職員担当

参事

今回は4月に改正予定の条例ではなく、その前の改修する費用についての補正予算のお願いということですので、その点については抵触しないのかなと考えております。

中村委員

かなり例外的だという認識でよろしいか。

小野総合政策

部長

地方自治法第222条の規定の予算を伴う条例の規定については、その条例が予算を伴うものである場合に、予算を同時に可決しないと実際に動きが取れないということで規定が設けられていると認識しています。その点では今回のケースでは条例は後になりますが、予算執行は前段で行っていますので、自治法の規定には直接は抵触していないと考えています。

超過勤務手当の支給割合等の改定に伴うシステム改修は、平成22年の4月1日の施行までに行う必要があることや、改修に約2ヶ月間を要するため、今回提案したものです。また、本来であれば一緒に提案できればよかったんですが、11月30日に国家公務員の給与法が改正されましたが、細目である人事院規則がまだ内容が固まっていなかったために、条例改正

ができないという実態があることもご理解をいただければと思います。

村上委員

所沢市と同様のパッケージを使用している他市の改修委託費用はいくらか。

平野職員担当

参事

今回の給与システム改修については、パッケージ本体部分ではなく、主に出力帳票にかかる部分の改修費用として164万4,000円を計上していますが、他市の詳細については明らかではありません。

村上委員

パッケージ自体の改修ではないということか。労働基準法の改正によって時間外勤務手当の割合が125%から150%に引き上がる部分についての改修ではないということか。

平野職員担当

参事

労働基準法の改正により時間外勤務手当の100分の150などの区分が2区分増えますが、当市の改修はシステムのパッケージの中の改修というよりも、どこにデータを取り入れて、どこに出力するかという部分の改修、カスタマイズしている部分の改修になります。

村上委員

同じ条件の法改正であるが、システム改修の内容は自治体によって違うということか。

平野職員担当 参事	法改正部分は全自治体が同じように適用を受けますが、今回のソフトの中でどこの部分を使用項目とするかなど、自治体独自の部分の改修となります。
村上委員	各自治体によって給与体系が違うから、そのデータの取り方が違うということか。
平野職員担当 参事	各自治体の時間外勤務手当の捉え方は同じだと思いますが、自治体によってデータの取り込み方、集計の仕方などの独自の部分の違いがあると考えています。
青木職員課副 主幹	標準仕様の部分については、今回の支給区分の変更に伴う計算過程上の費用は一切ありません。他の自治体においても、支給区分が増えることによる給与計算の部分については全く費用はかかっていませんが、帳票類や支給までのプロセスの仕様は自治体によって違ってまいりますことから、当市が使用している帳票類も、システム上支給区分が変更となることによって影響が出る部分のみの改修をお願いするものです。
中村委員	情報化推進費の消耗品費追加についてだが、この段階で600万円の追加があることについての見解を伺いたい。

鈴木情報統計

担当参事

プリンターのトナーの費用についてですが、モノクロプリンターが撤去された平成20年8月以降にカラープリンターの使用頻度が増加した結果によるもので、21年度当初予算の計上時に見込むことができなかったものです。

【議案第75号 総合政策部所管部分 質疑終結】

【意見・採決保留】

島村委員長

○ 議案第92号「所沢市立中央公民館等の取得について」

ここで昨日の桑島委員の議案質疑に対する回答ですが、担当課に入室してもらい、説明をさせますのでご了承願います。（中心市街地整備課）

**【補足説明】**

根岸中心市街  
地整備課主幹

昨日の黒須中心市街地整備担当理事あて、桑島議員からのご質問についてお答えいたします。不動産鑑定評価額の調査基準日は平成21年8月1日、また、保留床の金額が確定した日は、保留床譲渡仮契約の変更締結日となる平成21年11月13日です。

**【質 疑】**

荒川委員

昨日、施工業者の大林組の落札価格と本議案の取得金額について、議案質疑があったが、関係はあるのか。

根岸中心市街  
地整備課主幹

直接の関係は無いと思いますが、保留床の譲渡価格及び事業費等に関連する質疑があったものと理解しています。

浜野委員

昨日の議案質疑で、施設の金額を確定した日付についても確認する旨の発言があったと思うがいかがか。

根岸中心市街  
地整備課主幹

施設の金額が確定した日付は、保留床譲渡仮契約の変更締結日であり、平成21年11月13日となります。

中村委員

何故、鑑定額と施設金額にこれだけの差があるのか。

根岸中心市街  
地整備課主幹

鑑定額は市場価格ですが、施設金額は原価のためです。

中村委員

それならば、市場価格で鑑定する必要はないのではないか。原価で積算した施設金額を市場価格と比較し適正価格とする意図が理解できない。

根岸中心市街  
地整備課主幹

今回の不動産鑑定は市場価格と原価による価格を算定しており、鑑定金額は原価法と取引事例比較法との中間を採っています。

中村委員

市場性があまりないものに対して市場価格を含めて鑑定をし、かつ、原価価格と市場施設価格の中位を採ることにどういう意味があるのか。

根岸中心市街  
地整備課主幹

まず、鑑定は都市再生機構からの価額提示以前に採っております。  
また、不動産鑑定の手法として、市場価格、原価価格も出していますので、それが、都市再生機構からの施設金額と視点として違うかといいますと、そういうことではないと認識しております。基本的には鑑定士の判断で時価と原価を試算しています。

中村委員	冒頭の答弁では、鑑定額は市場性が入った価格との説明をしていたが、今の説明では原価ということか。よくわからない。
根岸中心市街地整備課主幹	鑑定評価額は、原価による試算と取引事例比較による試算から市場価格を算定し、鑑定評価額としたものです。
中村委員	そもそも市場性がなく、買い手も所沢市しかいないであろう建物に対し、鑑定士による鑑定に予算を付けて行ったということか。
根岸中心市街地整備課主幹	そういうことにはならないと認識しています。不動産鑑定は公益施設の予算議決後に依頼したもので、その鑑定士の手法により、原価につきましても計算がなされているという認識でございます。
中村委員	不動産鑑定評価に関して、工事費の物価スライド分等を斟酌していないのか。
根岸中心市街地整備課主幹	鑑定時点での基準日と言いますか、その時点での市場価格を含んだ価格の算定という形で鑑定を行っています。
中村委員	8月から11月の約3ヶ月間で、市場価格に差が生じたということか。

根岸中心市街地整備課主幹	その間に市場価格に変動が起こったという認識ではありません。全員協 議会で報告しました62億5,000万円は、平成20年12月時点での 事業計画の資金計画になります。従って、タイムラグについては、平成2 0年12月の事業計画変更の認可の際の金額と、今回、基準日となる平成 21年8月1日の差ということになります。その差額が生じた要因は、物 価スライドの影響が少なかったことや、外構工事、造園工事が低額で収ま ったということで約5億円の差が生じたものと思われます。
中村委員	都市再生機構は民間会社なのに、安く建てられた分をそのまま値引きし て売ることになるが、民間会社では考えにくいと思うがいかがか。
根岸中心市街地整備課主幹	市としては、施行者が資金計画を組み立てて事業を行い、提示された金 額であるという認識でおります。
中村委員	一般的に考えれば、当初の契約した金額より原価が下がれば、企業努力 として利幅が増えるという事になると思うが、今回は、原価が下がったか ら契約金額を変更しますという理屈になる。このことが理解できない。ま た、契約当初には、金額が下がった場合も変更するというような協定が市 と都市再生機構で結ばれていたのか。
根岸中心市街	今回の事業は、売り手側と買い手側の意図があって、その調整を図ると

地整備課主幹	<p>というような一般の売買と異なるため、価額の妥当性の検証を行うべく鑑定を行ったものです。協定等では原価取得ということになっております。</p>
中村委員	<p>協定が原価であるならば、鑑定も原価のみで良いのではないかと。鑑定料を支出したほうに疑義があるとも言えるのではないかと。</p>
根岸中心市街地整備課主幹	<p>同種の建物等、幅広く鑑定を行い、併せて市場価格の算定を行い、妥当性の検証を行ったものです。</p>
中村委員	<p>この鑑定により取得金額の妥当性が証明されたと思うか。</p>
根岸中心市街地整備課主幹	<p>あらかじめ鑑定を行うこと、また、市場価格、原価価格をある程度掴むことができ、そのことにより取得金額が低額であるという判断ができたものと認識しています。</p>
村上委員	<p>この市街地再開発事業は都市再開発法による事業で、事業の総額で法定の認可を受け、その総額を床面積等で按分し各施設の取得金額が算出される。これが施行金額の原価であると認識しているがいかかか。</p>
根岸中心市街地整備課主幹	<p>基本的な考えはそのとおりです。若干補足しますと、総事業費の支出から国庫補助等の収入を差し引いた額を保留床として売却し、その額を事業</p>

費に充てるといふ事業です。

村上委員

今回の取得金額もこの考え方と同じでよいのか。また、本事業はこれまで変更が行われてきたが、その事業の変更とは、総事業費のうち、工事費が下がったので、見直しを行い、総事業費に変更が生じたということではないか。

根岸中心市街  
地整備課主幹

本事業の総事業費は平成18年に開始し、当初の総事業額は138億円でした。しかし、一定規模以上の変更が生じたことから、国土交通大臣の変更認可を要するものであり、平成20年の12月に、事業計画の変更を行ったところです。この変更の主な要因は、施行者である都市再生機構の工事発注契約に差金が生じたもので、現在、総事業費は約119億円になっております。

村上委員

それでは、約119億円から国庫補助等を差し引いた金額が保留床の原価という認識でよいのか。また、本議案の施設金額とは、総事業費から国庫補助等を差し引いた金額を各床面積に対応した金額という認識でよいのか。

根岸中心市街  
地整備課主幹

基本的にはそのとおりです。

村上委員 資料として提出されているデータは、今回の購入に際し、この金額の妥当性を判断するため、先の総事業費から算出した原価とは全く別に、鑑定により算出した建物の原価ということでよいか。

根岸中心市街 そのとおりです。

地整備課主幹

岡田委員 もし、原価よりも鑑定結果が低かった場合はどうしたのか。

根岸中心市街 不動産鑑定は第三者が評価した金額になりますので、施行者との協議を  
地整備課主幹 要することになったと思います。

中村委員 それでは、約71億で買って、約82億円で売れるということか。

根岸中心市街 具体的に想定したことはありませんが、建物の特殊性などから、売買の  
地整備課主幹 等の可能性は極めて低い施設と思われます。

中村委員 約82億円で売れる可能性のある物件を、結果として71億円で売って  
くれたということか。

根岸中心市街 地整備課主幹	もともと一般物件のように売買することは想定しておりません。あくまでも参考になります。
中村委員	鑑定は本当に必要だったのか。
根岸中心市街 地整備課主幹	第3者の視点は必要であり、また、不動産鑑定は2社で行いましたが、その必要性はあるものと認識しています。
浜野委員	今回の取得に際して、不動産鑑定の必要性について法的根拠はあるのか。
根岸中心市街 地整備課主幹	法的な義務は要していませんが、市の財産という観点から考えて、鑑定による検証が必要であると判断したものです。
浜野委員	何故、2社に鑑定をさせたのか。
根岸中心市街 地整備課主幹	鑑定結果の信頼性を図る目的と、価格の妥当性及び2社の差額などについて比較し検証を行うために実施したものです。
浜野委員	不動産鑑定は国家が認める鑑定制度であり、その資格者は法に基づく鑑定を要する義務がある。よって、同じ評価になるのが通説であると認識し

	<p>ているが、何故、今回2社に鑑定を依頼したのか。</p>
根岸中心市街地整備課主幹	<p>近隣市の状況でも同様な鑑定を実施していることに鑑み、より高い信頼性を得るためにも、2社に鑑定を依頼し実施したところです。</p>
浜野委員	<p>結局、近隣市に歩調を合せたということになるが、そもそも株式上場による公認会計士の判定の際も、不動産の鑑定評価と同様に、複数の社による比較で信憑性を得るということには行っていない。こうした取扱いはいかがなものか。</p>
根岸中心市街地整備課主幹	<p>鑑定の手法はいくつかあり、鑑定士によっては、他の鑑定方法を選択することもありますが、今回の鑑定に際し、2社とも収益還元法による鑑定はなじまないとの判断がなされました。よって、2者による鑑定評価はより高い信頼性となり、加えて、第3者の視点という客観的な鑑定が行われたものと認識しています。</p>
浜野委員	<p>収益還元法は民間の手法であり、本施設は公益性が高い建物であることから、原価法の鑑定だけで問題はないと言わざるをないと思うがいかがか。</p>
根岸中心市街	<p>原価法を選択したのは、あくまでも依頼した鑑定士が必要と判断し</p>

地整備課主幹

た手法です。

荒川委員

我々は当初よりこの再開発事業は市が実施すべきと考えてきたが、市が実施するよりも平米単価は高いように感じている。直近の建設した公民館建設費の単価を伺いたい。

根岸中心市街

柳瀬・山口公民館の工事は、平米あたり単価は45万円でした。

地整備課主幹

荒川委員

都市再生機構と大林組との契約額と本議案の取得額との関係は薄いとのことだが、その関係が釈然としない。再度、本工事の請負金額を伺いたい。

根岸中心市街

当初、施設建築物の本体工事は62億円で契約したとのこと。

地整備課主幹

荒川委員

この契約金額は公益施設部分だけでなく、一般住宅も含めた金額なのか。

根岸中心市街

そのとおりです。

地整備課主幹

中村委員	資料にある鑑定額は市場性が含まれているとはいえ、10億円以上の差があり、取得して本当に大丈夫なのか疑わざるを得ない。こうした施設を取得する場合、10億円以上の差はあたりまえなのか。
根岸中心市街地整備課主幹	他の事例は聞いておりません。
村上委員	本件は市街地再開発事業によるもので、議案で提出された取得金額は総事業費の119億円から建物の床面積等より算出し、結果、約7億7,400万円ということであり、一方で建物を単に鑑定した結果が資料にある金額ということで、そもそも算定基準が異なり、この資料はあくまでも市民に対して金額の妥当性を示すために用いたにすぎないと考えているがそれでよいか。
根岸中心市街地整備課主幹	そのとおりです。
中村委員	であればなおさら原価法で算出しなければおかしいのではないか。
吉村委員	資料の鑑定評価額は原価法と取引比較法の間値であるとの説明があ

ったかと思うがいかがか。

根岸中心市街地整備課主幹 そのとおりです。なお、不動産の鑑定評価に関する法律によれば、複数の鑑定法を用いて鑑定を行うことになっていると聞いています。

村上委員 不動産鑑定による原価法は、実際の工事価格等を鑑み算定するが、本件の取得金額でいうところの原価とは、総事業費から按分等を行った原価になるので、そもそも異なっているのではないか。

根岸中心市街地整備課主幹 そのとおりです。

村上委員 結局、総事業費から算出した原価と鑑定による原価を比べているのだから、億単位で差が出てもおかしくないと思うが、その考えで間違いはないか。

根岸中心市街地整備課主幹 そのとおりです。

**【質疑終結】**

**【休 憩】**

休 憩（午後2時00分）

再 開（午後2時20分）

【意見】

浜野委員

議案第92号について自由民主党所沢市議団を代表して、賛成の立場で意見を申し上げます。今回不動産鑑定については2社の鑑定が必要かどうか、私としては疑問が生じます。法的有資格者が法令に従って鑑定する制度という趣旨からして不用であると思います。次回からは1社で十分であろうということです。

村上委員

公明党所沢市議団を代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。

所沢元町北地区第一種市街地再開発事業は長い歴史があり、ここでやっと終わりに近づいたということで、さまざま苦勞されてこられた方に対して、一言、敬意を申し上げたいと思います。今回の事業は解りづらいということもあり、さまざま議論がありましたが、最終的に、私はこの議案については賛成したいというふうに思っております。ただ、中央公民館等の内装の問題ですとか、住宅が一緒に再開発に組み込まれた方法ということについては、多少疑問はありますが、今後のこういった事業については、この辺も考慮に入れながら取り組んでいただきたいと思っております。

中村委員

賛成をいたします。施設金額の妥当性や鑑定評価額の妥当性、そして何故鑑定を行ったのかについて、100パーセント納得したとは言えません。本当なら、金額が大きいので鑑定を行った会社や都市再生機構から、

もう一度だけでいいのでお話を聞いてからという思いが強いのですが、いままでも長い歴史を費やし行ってきたという経緯もありますし、4月のオープンが迫っているという事もありますので、賛成をいたします。

荒川委員

所沢市内での再開発事業は2例目になりますが、これだけ長い期間が掛かりました。非常に大変であると感じています。私たちは、本事業について所沢市が土地を半分以上持つ開発であるがゆえ、都市再生機構ではなく市が実施する、あるいは直接関与できるような方法を考えるという立場でいました。議決後は粛々と工事が進められ今日に至っているわけですが、やはり都市再生機構が事業を行っておりますと、不透明な部分が非常に大きく、議会もチェックできません。草加市の共産党市議団は、当市を視察・調査し、結果、都市再生機構による事業を実施しないという経緯もあります。私たちは、そもそもスタートラインから疑問を感じており、こうした結果が只今の質疑にも出ていたような気がいたします。制度そのものに矛盾があることを痛感しました。しかし、ここまで来た以上は市民へのサービス向上に繋がるよう、修正の必要があれば修正を図りながら進めていきたいと思っております。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第92号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第93号「し尿処理施設整備工事請負契約締結について」

【補足説明】なし

【質 疑】

末吉委員

昨日の議案質疑で、今後のメンテナンスに関する質疑があったが、担当部長の答弁の内容について確認したい。

富澤財務部長

環境クリーン部長の答弁では、今後一般競争入札について検討する旨の発言があったように記憶しています。

末吉委員

議案調査では、担当からは「特許に係わる特殊な部分は少なく、一般競争入札も可能である」と聞いていたが、部長答弁のニュアンスと差異があるので説明願いたい。

富澤財務部長

環境クリーン部職員が待機しておりますので入室し説明させてもよろしいでしょうか。（委員了承）

環境クリーン部資源循環推進課職員入室

宮岡資源循環

この処理施設のメンテナンスは通常のメンテナンスを行っている業者

推進課主幹

でも可能と思われませんが、業者の選定等詳細は決まっております。

中村委員	これまでの施設と比べて規模はどうなるのか。また、メンテナンス作業はどのように変わるのか。
宮岡資源循環 推進課主幹	これまでの施設の処理能力は1日当たり200キロリットルでしたが、議案の施設では1日当たり49キロリットルの規模となります。
荒川委員	これまでも所沢浄化センターということで運営していたが、維持管理はどこが行っていたのか。
宮岡資源循環 推進課主幹	所沢浄化センターの一部施設ということで、下水道部下水道維持課が行っています。
荒川委員	市の職員でも管理はできるということか。
宮岡資源循環 推進課主幹	機械操作のノウハウがありますので熟練した職員であれば可能であると思います。
村上委員	今回の低入札価格調査はどこが行ったのか。
小山契約担当 参事	環境クリーン部資源循環推進課が行いました。

村上委員	低入札価格調査は埼玉県総合評価審査小委員会で審議されないのか。
小山契約担当 参事	埼玉県総合評価審査小委員会には関与していません。
浜野委員	技術評価については埼玉県のマニュアルを使っているとのことだが、選択評価項目のうち、完成後のケアとはプラントだけのことなのか、あるいは施設建設工事まで含んでいるのか伺いたい。
小山契約担当 参事	施工した工事範囲のすべてのアフターケアです。
浜野委員	選択評価項目に社会的貢献度まで含めて評価を行っている。一方で、今回の評価項目には地元優先度は含まれていなかった。地元優先について検討は行われなかったのか。
小山契約担当 参事	今回の工事は、所沢浄化センターが稼働している中での施工であり、技術評価の最優先項目として安全管理の適切性を重視し、評価項目を設定しましたので、地元業者参入については、評価項目として採用しませんでした。

浜野委員 今回の入札者はプラント業者のみであるが何故建設業者等を含めなかったのか。

小山契約担当 今回の工事はプラント主体の工事であり、施設全体の性能の確保を図る  
参事 ため、プラントメーカーに一括発注したものです。

中村委員 落札率が低いが、同様な工事の近年状況等は把握しているか。

小山契約担当 低入札価格調査については、平成20年度は5件、平成21年度は10  
参事 月末日現在で12件と、現下の厳しい経済状況を反映して競争が著しくな  
ってきており、低入札価格調査案件が増加しています。

中村委員 し尿施設や廃棄物処理建設に関する入札価格等の調査結果はないか。

小山契約担当 ありません。

参事

**【質疑終結】**

**【意 見】**

浜野委員 自由民主党所沢市議団として賛成立場の意見を申し上げます。議案第9  
3号につきましては、賛成しますが、工事請負契約にあたり、別冊資料で

の業者選定にあたり、総合評価方式による一般競争入札を採用しているとあります。所沢市の総合評価方式は埼玉県のマニュアルを準用しているとのことですが、所沢市の公共施設を建設するに際し、地元事業者が全く係われないのは地元業者の育成活性化という要望と相入れるものではありません。特に今回のプラント工事では、機械設備工事と建設本体工事と別れていても一体工事として地元業者が係われない契約になっています。次回からは地元事業者が係われるよう、技術評価項目の中に、地元業者の参加など、新たな評価項目を入れていただきたいと思います。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第93号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第75号「平成21年度所沢市一般会計補正予算（第6号）」

当委員会所管部分（財務部）

【補足説明】なし

【質 疑】

浜野委員

歳入のうち、土木費国庫補助金の北野下富線道路築造費補助金減については、松葉道北岩岡線道路築造費に組み替えしたとのことだが、特例だったのか。

富澤財務部長

北野下富線の用地買収が不調に終わったため、国庫補助について国と協議したところ組み替え可能との回答があり実施したものです。

浜野委員

本件が組み替え可能となったのは、両道路が連結しているためか、あるいは国庫補助の配分事情によるものか。

富澤財務部長

詳しい状況は把握しておりませんが、配分の事情によるものと推察します。

岡田委員

民生費国庫負担金の生活保護費等負担金については、市の負担率は4分の1となっており、市の財政に与える影響及び今後の見通し等について見解を伺いたい。

富澤財務部長 生活保護受給者が年々増加しており、国庫負担率は4分の3であるものの、市の財政に及ぼす影響は大きいと認識しています。

岡田委員 市が行う各種支給に関し、生活保護受給者へ重複支給しているケースが見受けられるが、チェック体制について伺いたい。

富澤財務部長 財務部として重複チェックを行う立場ではありませんが、全庁的なチェック体制等について、確認していきたいと思います。

荒川委員 前年度繰越金の処理について確認したい。

富澤財務部長 当初予算に計上しているほか、平成21年9月議会において、確定した繰越額を財政調整基金に繰り入れる補正予算の議決をいただいております。

中村委員 雑入のうち、埼玉県市町村振興協会市町村振興事業助成金の使途について伺いたい。

富澤財務部長 この助成金は宝くじを財源としており、幅広い使途が認められています。

中村委員

シンガポールへの中学生海外派遣事業の財源は、例年、埼玉県市町村振興協会市町村振興事業助成金を財源としているのか。

富澤財務部長

ここ数年財源としております。

**【議案第75号 当委員会所管部分 質疑終結】**

**【意見】** なし

**【採決】**

議案第75号 当委員会所管部分については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中継続審査申出の件（特定事件）

閉会中継続審査申出の件については、別紙のとおり申し出ることとした。

散 会 （午後 3 時 2 0 分）